

◆プレスの方へのご案内◆

(第 32 回日本遺伝子診療学会大会における取材について)

第 32 回日本遺伝子診療学会大会（以下「学会」とする）における取材について、下記のようにお願いいたします。

1. 参加資格について
学会に参加し、取材活動が出来る方（以下「プレス」とする）は、以下のとおりです。
○ 新聞・テレビ・ラジオ等の報道関係の方
○ その他雑誌等の記者の方
2. 参加料について
無料（大会長の事前の許可を必要とします。）
※事前受付のみとなります。当日のお申し込みは受け付けませんのでご注意ください。
3. 取材の仕方について
取材に際しましては、下記「取材規定」を遵守してください。

【第 32 回日本遺伝子診療学会大会に関する取材規定】

学会における取材については、以下の項目を遵守するものとする。万が一、本規定に反した場合は、貴社に対して対応を申し入れる場合があることをご了承下さい。

1. 「取材許可申請書」により学会に申請し、許可された取材対象セッション以外は、一切取材しないものとする。
2. 特定の取材対象となる参加者へは、事前に取材（収録）する旨の承諾を直接本人から得るものとする。
(収録の場合は演者のみではなく、必ず座長にも許可を得る。企業共催のセッションの場合は該当企業にも許可を得ることとする)
学会では、プレスがこの承諾を得るための参加者の呼び出し等の仲介行為を一切行わない。
3. プログラムの進行を妨げないように取材する。発表者への取材がある場合は、各セッション終了後に限定する。その際、対象者の意に反するような無理な取材は謹んで頂く。
4. 写真・収録撮影時におけるストロボ使用は禁止する。講演中はシャッター音にも配慮すること。ライト使用については学会の運営に支障がでないよう十分に配慮する。
5. 対象者以外の撮影はできるだけ避けるようにし、万が一写った場合には個人が特定できないようにする。
6. 会場内（展示会場も含む）を撮影するときも、来場者にカメラを向けたりすることなく、全体風景を撮影するように心掛ける。
7. 報道以外の記事掲載等の取材内容については、事前に学会側が記事の内容をチェックするものとする。決して、他社・他商品への誹謗中傷となるような記事は掲載しないものとする。
8. その他、不明な点があれば、速やかに学会側に相談して許可を得るものとする。